

北海道警察の非常招集に関する訓令

北海道警察本部訓令第9号

昭和30年4月1日

改正 昭和43年10月警察本部訓令甲第22号、35年7月第5号、36年7月第6号、40年3月29日第4号、41年4月1日第2号、43年4月1日第6号、44年4月1日警察本部訓令第10号、45年3月20日第3号、8月20日19号、46年5月13日第6号、49年4月1日第3号、51年4月1日第7号、平成2年5月1日第9号、5年7月1日第7号、9月24日第10号、7年12月6日第30号、18年2月1日第1号、3月3日第3号、24年3月23日第11号

北海道警察の非常招集に関する訓令を次のように定める。

北海道警察の非常招集に関する訓令

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察に所属する警察官及び警察官以外の職員(以下「職員」という。)の非常招集(以下「招集」という。)に関する基本的事項を定め、その迅速適正を図ることを目的とする。

(招集をする場合)

第2条 招集命令は、次に掲げる場合で職員を急速に招集する必要があると認めたとときに発令するものとする。

- (1) 緊急事態が布告されたとき。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 騒じょうその他集団的不法事案が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 凶悪犯罪が発生したとき。
- (5) その他発令権者が必要と認めたととき。

(発令権者及び範囲)

第3条 招集を命ずることができる者(以下「発令権者」という。)は、北海道警察本部長(以下「本部長」という。)方面本部長、北海道警察学校長(以下「学校長」という。)及び警察署長とし、それぞれ所属する職員を招集するものとする。

(招集事務責任者)

第4条 招集事務に当たる責任者(以下「招集事務責任者」という。)は、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)にあっては地域企画課長、方面本部にあっては地域課長、北海道警察学校にあっては庶務部長、警察署にあっては副署長とする。

2 招集事務責任者は、招集に関する一切の計画及び実施について、その責に任ずるものとする。

(招集の区分)

第5条 招集を分けて1号、2号、3号とし、その招集区分は次に掲げるとおりとする。

- (1) 1号招集とは、発令権者に所属する全職員を招集することをいう。ただし、交番及び警備派出所については、原則として1名を残留させるものとする。
- (2) 2号招集とは、警備実施要則(昭和38年国家公安委員会規則第3号)に基く、警備要員を招集することをいう。
- (3) 3号招集とは、前2号に定めるもの以外の招集をいう。

(待機命令)

第6条 発令権者は、災害、騒じょうその他集団的不法事案の発生が予想される場合に

は、所属職員及び管下各部署の職員に対し待機命令を発令することができる。

(休暇等の制限)

第7条 招集又は待機命令があった場合においては、所属職員の諸願届を専決できる者は、休暇及び私事旅行の承認は、やむを得ないもののほか、行わないものとする。

(連絡協調)

第8条 発令権者は、所属職員の住所を管轄する警察署長に、招集伝達を命じ又は依頼することができる。

2 警察署長は、前項により所属外職員の招集命令の伝達を命ぜられ又は依頼されたときは、速やかに伝達しなければならない。

(情報通信部との協議)

第9条 発令権者は、この訓令による招集を実施するために必要な事項を、あらかじめ関係の北海道警察情報通信部又は方面情報通信部の長と協議しておかなければならない。

第2章 平素の措置

(職員の住所名簿)

第10条 招集事務責任者は、職員の住所届(北海道警察処務規程(昭和45年警察本部訓令第2号)第40条に定めるものをいう。)を備え、常に所属職員の住所を明らかにしておかなければならない。

(招集伝達計画の策定)

第11条 招集事務責任者は、職員の招集伝達に関する具体的計画を策定しておかなければならない。

(職員の留意事項)

第12条 職員は、この訓令に掲げる招集の目的を達成するため、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 何時でも招集に応じ得るよう、常にその準備を整えておくこと。
- (2) 外出するときは、その行先、所要時間及び連絡方法等の概要を明らかにしておくこと。

第3章 招集の実施

(招集命令の伝達)

第13条 招集命令は、口頭、電話又は電子メールにより迅速かつ確実に行うものとする。

(応招)

第14条 職員は、招集命令を受けたときは、その内容を確認し、特に指定のない限り速やかに本人の所属部署に参集し、招集事務責任者の指示を受けなければならない。ただし、やむを得ない事故のため応招できないとき、又は指定の時刻までに応招することができない理由があるときは、その旨を、招集伝達者を通じて招集事務責任者に報告しなければならない。

(服装及び携行品)

第15条 職員が応招する場合の服装及び携行品は、特に指定のない限り次のとおりとする。

(1) 服装

ア 警察官は、正規の服装(警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4条)第8条の規定により所轄庁の長から指定された者は私服)、警備靴、防寒服(夏は雨衣)

イ 警察官以外の職員(交通巡視員を除く。)は、活動に便利な服装

ウ 交通巡視員は、正規の服装

(2) 携行品

懐中電灯、食糧及び現金若干

(招集の受付)

第16条 招集事務責任者は、招集命令が発令されたときは、当該職員の受付を開始し、応招時刻を明確にして応招者の服装及び携行品を点検するものとする。

第4章 非常参集

(非常参集)

第17条 職員は、重大な災害その他招集の発令が予想される事態の発生を知ったときは、速やかに所属部署に参集して指揮を受けなければならない。

第5章 雑則

(招集免除者)

第18条 次に掲げる者については、この訓令による招集を免除することができる。

- (1) 公傷病又は病気により所属長の承認を得て療養中の者
 - (2) 出張又は休暇及び私事旅行中の者で、所属長においてやむを得ないと認めたる者
- (細目等の規定)

第19条 発令権者は、この訓令に定めるもののほか、招集に関し必要な細目的事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和34年警察本部訓令甲第22号)

この訓令は、昭和34年10月20日から施行し、昭和34年7月10日から適用する。

附 則 (昭和35年警察本部訓令甲第5号)

- 1 この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基づき作成された文書(各種申請書及び帳簿等を含む。)で現に効力を有するものは、この訓令の規定に基づき作成されたものとみなす。
- 3 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基づき調整された公印は、新たに調整されるまでの間使用することができる。
- 4 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基づき調整された各種用紙等は、残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則 (昭和40年警察本部訓令甲第4号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年警察本部訓令甲第2号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年警察本部訓令甲第6号)抄

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年警察本部訓令第19号)

この訓令は、昭和45年8月20日から施行する。

附 則 (昭和46年警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和46年5月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年警察本部訓令第7号）

この訓令は、北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和51年北海道公安委員会則第2号）及び北海道警察の組織に関する訓令の一部を改正する規則（昭和51年北海道警察本部訓令第6号）の施行の日から施行する。

（施行の日 = 昭和51年8月3日）

附 則（平成2年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成7年警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成7年12月6日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。